

株式会社クロス

有料職業紹介許可番号 13-306532

返戻金制度について

当社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する制度があります。

採用決定者が、以下に定める期間中において、自己都合により退職した場合、または本人の責により解雇となった場合には、次の基準で当該報酬の返還を行う。但し採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・入社日から起算して3ヶ月以内での退社の場合、該当報酬額の50%の返還を行う

以上